

戦没者等のご遺族のみなさんへ 第10回特別弔慰金が支給されます

問 駅南庁舎生活福祉課
☎ 0857-20-3472 ☎ 0857-20-3406
各総合支所市民福祉課 (☎ 12 ページ)

■支給対象者

戦没者等のご遺族で、平成27年4月1日において、戦没者等の妻など恩給法による公務扶助料等の受給者がいない場合に、次の順番による「先順位のご遺族お一人」に対して支給されます。なお、支給対象遺族は、戦没者等の死亡当時生まれてきたことが要件です(子については、戦没者等の死亡時の胎児も含む)。

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した者
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等と生計関係を有しており、なおかつ戦没者と氏が同じである
①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
4. 上記3以外の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
5. 戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計を有していた上記1～4以外の三親等内の親族

■支給内容

額面 25万円、5年償還(年5万円)の記名国債

■請求期限

平成30年4月2日まで

■請求に必要な書類

市役所駅南庁舎生活福祉課(32番窓口)および各総合支所市民福祉課に備え付けてあります。

番号法の施行により、平成28年1月1日以降の請求については、個人番号の記入が必要となります。(番号の通知カードまたは個人番号カードをご持参ください。)

また、「平成27年4月1日現在の請求者の戸籍抄本」などを取得していただく必要がありますが、請求者の過去の受給状況により、必要な書類が異なりますので詳しくはお問い合わせ先までおたずねください。

■裁定について

請求後は、都道府県による審査、裁定を経て、国債が交付されますが、請求多数のため、国債の発行に最長で1年程かかることがあります。請求後は今しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

後期高齢者医療保険料 仮徴収のお知らせ

問 駅南庁舎保険年金課
☎ 0857-20-3487 ☎ 0857-20-3407

後期高齢者医療保険料を年金天引き(特別徴収)する人の仮徴収が、4月から始まります。

特別徴収の人の保険料は、年金支払月である偶数月ごとに年6回に分けて納付していただきますが、保険料は前年所得をもとに計算するため、前年所得が確定する7月にならないと年間保険料が決定できません。このため、今年2月の年金天引き額と同額を、4・6・8月の支給年金から徴収(仮徴収)させていただき、保険料決定額と仮徴収で納めていただいた差額は、10・12・2月の3回に分けて納めていただきます。

また、新たに被保険者となった人(75歳到達や転入など)の仮徴収の開始時期は、資格取得時期によって次のとおりとなり、それまでの間は送付する納付書で支払っていただくこととなります。なお、仮徴収額は平成26年分所得をもとに計算します。

75歳到達日・転入日など	仮徴収(特別徴収)開始時期
平成27年6月1日～10月2日	平成28年4月
平成27年10月3日～12月2日	平成28年6月
平成27年12月3日～平成28年2月2日	平成28年8月
平成28年2月3日～5月31日	平成28年10月

(注1) 保険料が年金天引きとなる人は、老齢・障害・遺族年金などが年額18万円(月額15000円)以上で、介護保険料が年金天引きされており、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金額の2分の1以下の人です。

(注2) 納付方法を口座振替へ変更することも可能です。なお、国民健康保険料を口座振替にしていた人であっても、後期高齢者医療保険料の口座振替手続きが新たに必要になります。

(注3) 新たに仮徴収される被保険者のみなさんの仮徴収額通知は、開始時期に応じて次のとおりになります。
・平成28年4月開始の人 3月下旬発送
・平成28年6月開始の人 5月中旬発送
・平成28年8月開始の人 7月中旬発送

生活環境課からのお知らせ

問 本庁舎生活環境課 ☎ 0857-20-3217 ☎ 0857-20-3045

祝日のごみ収集(鳥取地域)

祝日のごみ収集日にあたる地区(該当地区)は、ごみ収集のスケジュールが次のように変更になります。

月日	可燃ごみ	古紙類	ペットボトル	プラスチックごみ	食品トレイ 資源ごみ 小型破碎ごみ
3月21日(月) (振替休日)	該当地区は収集します		お休みします ※23日(水)に振り替えて収集します	お休みします	

※ごみは必ず収集曜日を守り、朝8時までに出してください。

※新市域については総合支所だよりをご覧ください。各総合支所市民福祉課(☎ 12 ページ)までお問い合わせください。

引っ越しごみなど、一時多量ごみの処分について

引っ越しに伴う多量ごみを一度にごみステーションに出されますと、ごみステーションの管理やごみ収集などに支障をきたします。引っ越しごみなどの多量ごみを一度に出される場合には、本市一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を依頼していただくか、もしくは、直接処理施設に搬入してください(処理施設につきましては、市報および総合支所だより付録の「平成28年度ごみの収集計画表」に記載していますので、ご確認ください)。

また、やむを得ず、ごみステーションに引っ越しごみなどの多量ごみを出される場合には、2、3袋ずつ何度かの収集日に分けて出してください。

なお、本市ごみステーションの収集は、家庭ごみを対象としています。事務所、店舗、飲食店等の事業活動にともなって発生する事業所ごみは、ごみステーションに出さないでください。

乾電池・蛍光灯の収集 4月

他のごみと区別し、それぞれ別の透明または半透明な袋などに入れ、4月1日(金)～7日(木)の小型破碎ごみの収集日(鳥取地域)にごみステーションに出してください。蛍光灯は購入時のケースに入れるなど、壊れないようにしてください。



カセットボンベ缶・スプレー缶の出し方(注意!!)

中身の残っているカセットボンベ缶やスプレー缶などがごみに出されると、収集車や処理施設での火災の原因になり、大変危険です。右記の方法でごみに出してください。



- ① 必ず中身を使い切る。
- ② 風通しのよい屋外で穴を開ける。
- ③ 「小型破碎ごみ」の日に出す。

金婚・ダイヤモンド婚記念祝賀式典

問 駅南庁舎高齢社会課 ☎ 0857-20-3451 ☎ 0857-20-3404 各総合支所市民福祉課 (☎ 12 ページ)

本市にお住まいで次に該当するご夫婦が対象です。

- 金婚 結婚50周年を迎える(昭和41年中に結婚)
- ダイヤモンド婚 結婚60周年を迎える(昭和31年中に結婚)

申込方法 各地区社会福祉協議会を通じて、お申し込みください。



居住地域	とき	ところ
鳥取・国府・福部地域	6月2日(木) 10:00～	鳥取市民会館
河原・用瀬・佐治地域	6月3日(金) 10:00～	プラザ佐治記念ホール
気高・鹿野・青谷地域	6月3日(金) 14:00～	鹿野町老人福祉センター

シリーズ ごみ減量のヒント 最終回

■食品ロスを減らしましょう!

「食品ロス」という言葉を知っていますか。まだ食べられるのに捨てられている食品(未使用の食材、食べ残し、調理くずなど)のことです。

国内の食品ロスは年間約500～800万トンのぼり、米の年間生産量に匹敵します。1人あたりに換算すると、おにぎり1～2個分を毎日捨てていることとなります。

◆食べきり・使いきりを心掛けましょう

- ・料理を作りすぎない。
- ・賞味期限・消費期限をきちんと確認し、期限のせまっているものから使いきる。

- ・ばら売りや量り売りなどを利用し、必要なものを必要な分だけ買うようにする。
- ・余った料理は冷凍保存など、適切に保存し、早めに食べる。

「もったいない」の気持ちで、食品を無駄にせず、消費することを心掛けましょう。生ごみをださないよう、工夫してみることも大切です。(市報10月号掲載)

☆ごみの減量化は地球温暖化や資源の枯渇の防止にもつながります。ぜひ、できることから取り組んでみてください。

